

### 3. 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業(計画策定事業)・地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援。

#### 地域公共交通調査事業(計画策定事業)

○補助対象者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体

#### 地域公共交通網形成計画等

○補助対象経費：地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に必要な経費  
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

○補助率：1/2(上限額500万円。交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む法定協議会が主体となった協働による取組を行う場合(補助対象事業者は、都道府県及び市町村を構成員に含む法定協議会に限る)は、上限1,500万円)

○要件の追加：①地域公共交通網形成計画に、公共交通の利用者数、収支率その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと  
②都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあっては、当該計画の作成を検討すること

#### 地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)

○補助対象者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体

○補助対象経費：地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費  
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

○補助率：1/2(上限額1,000万円)

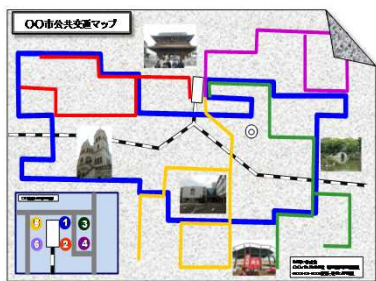
○要件の追加：①地域公共交通再編実施計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地域公共交通再編事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること  
②都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあっては、当該計画の作成を検討すること

### 3. 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業(計画推進事業)・地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業))

地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体
- ・補助率: 1/2
- ・補助対象期間: 地域公共交通調査事業(計画推進事業): 地域公共交通網形成計画の策定から最大2年間  
 地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業): 地域公共交通再編実施計画の認定から最大5年間  
 (認定期間内に限る。)

#### 支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施(※3)

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
- ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
- ※3 モビリティマネジメント: 過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み

#### 支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証  
(満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた目標達成状況の評価  
(協議会委員の旅費・日当等)

# 3.地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業(計画推進事業)・地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業))

## 【補助対象経費】

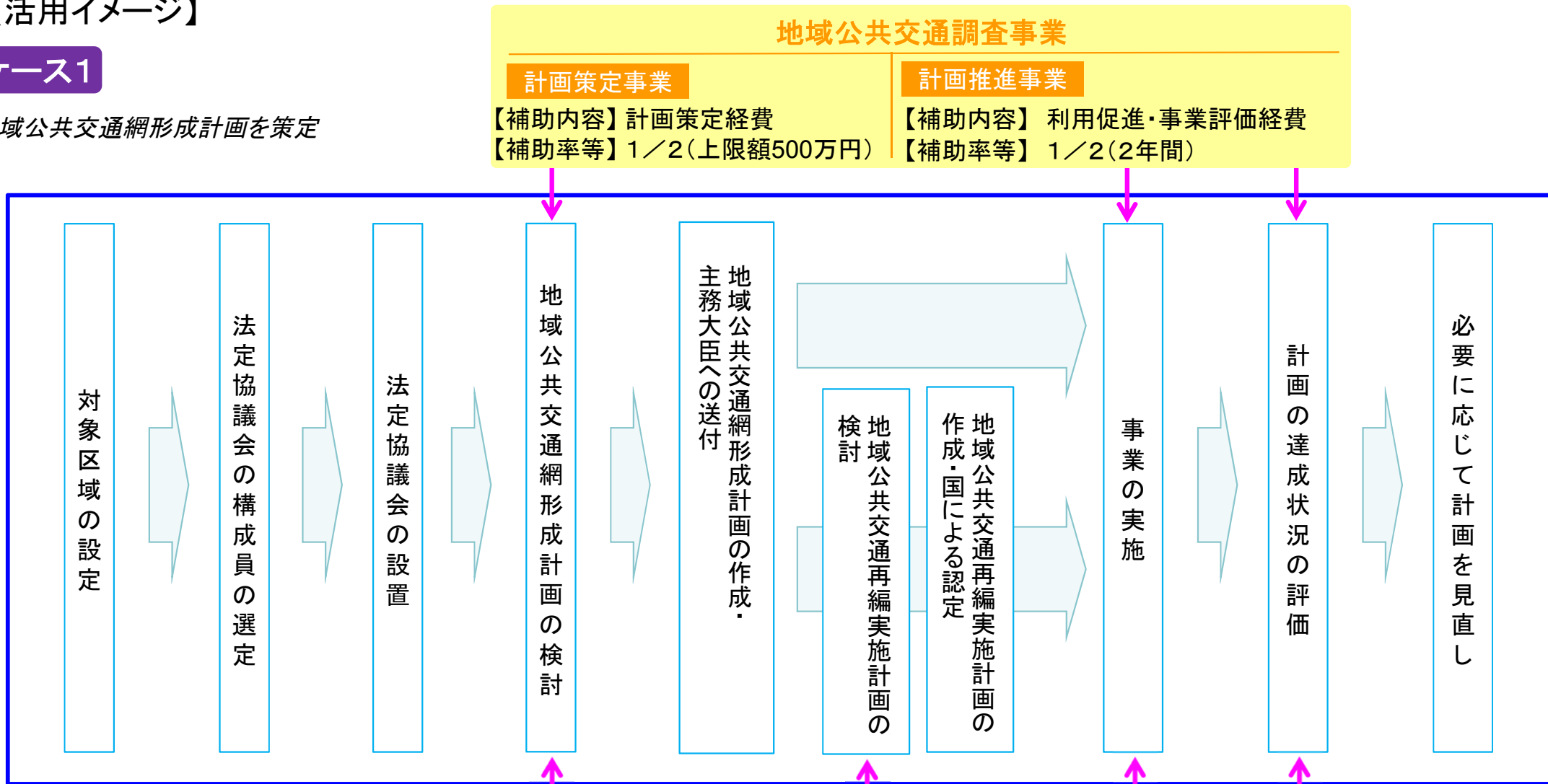
大分類	小分類	実施要領(具体的経費)
利用促進に係る事業	①公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費	・公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等(地域住民のみならず他地域からの来訪者を対象としたものも含む。)の作成・配布に要する経費
	②公共交通・乗継情報等の提供に要する経費	・WEBページ作成費(保守管理費を除く。)、ポスター等作成費、広報費、乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用
	③割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費	・割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費(乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。)、広報費、調査費等(割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。)
	④地域におけるワークショップ等の開催に要する経費	・会場借料、講師招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(活性化法法定協議会の主催により、地域公共交通の利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。ただし、次に掲げる費用はこの限りでない。) ・イベント等における地域公共交通の利用方法の説明会(いわゆる「乗り方教室」)において用いるバス等の借料(体験乗車等の旅客の運送に係るものを除く。)及びそれらと一体的に実施するスタンプラリー等において用いるスタンプカード等の印刷に要する経費
	⑤モビリティマネジメントの実施に要する経費	モビリティマネジメント(居住地域、学校、職場、特定路線等のターゲットを絞り、大規模かつ個別的な働きかけにより自発的な行動変容を促すコミュニケーション施策。以下「MM」という。)実施に係る以下に掲げる経費をいう。 ・現況等の調査(MMの一環としての事前調査・行動調査等をいう。)に要する経費 ・MM対象者に対するコミュニケーションアンケートの一環としての情報提供、行動プラン表の作成・配布・回収及びフィードバック等の実施に要する経費 ・MM対象者に対する体験乗車チケットの発行(いわゆる「お試し用」として配布するものに限り、運賃制度に組み込まれて恒常的に実施するものを含まない。)に要する経費 ・MM対象者に対するノベルティの作成(コミュニケーションアンケートの回収率の向上等を目的として提供するボールペンなどを対象とし、高額なものを含まない。)に要する費用
計画の達成状況等の評価に係る事業	①効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費	・地域公共交通網形成計画(又は地域公共交通再編実施計画)に定められている目標等の効果検証のための調査に要する経費
	②協議会開催等の事務費	・会場借料、専門家招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(活性化法法定協議会の主催により、評価を実施するものに限る。) ※当該費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

※地域公共交通調査事業(計画推進事業)と地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業)で補助対象経費は同様

## 【活用イメージ】

### ケース1

地域公共交通網形成計画を策定



### ケース2

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を策定

【補助内容】 計画策定経費  
【補助率等】 1/2 (上限額500万円)

**地域公共交通調査事業**

**再編計画策定事業**

【補助内容】 計画策定経費  
【補助率等】 1/2 (上限額1,000万円)

**再編計画推進事業**

【補助内容】 利用促進・事業評価経費  
【補助率等】 1/2 (認定期間内(最大5年間))

**地域公共交通再編推進事業**

※同一年度において、地域公共交通調査事業(計画推進事業)と地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業)の併用はできない。

# (参考)交通サービスインバウンド対応支援事業(交通サービス調査事業)

平成31年度予算額  
55億円の内数

## 交通サービス調査事業

### 調査事業

◇訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。)

- 補助対象者:多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体
- 補助率:1/2(上限額1,000万円)
- 補助対象経費:地域データの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等

### 利用促進事業

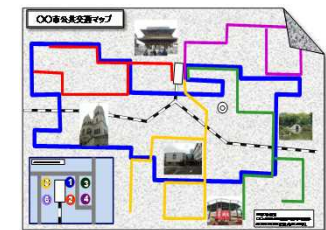
◇訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業  
(二次交通対策に係るものに限る。)

■補助対象事業者:多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体

■補助率:1/2

■利用促進に対する支援の例

外国語版公共交通マップ・総合時刻表の作成、多言語表記の公共交通機関の乗り方ガイド、パンフレット  
乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用 等



(外国語版公共交通マップ・総合時刻表の作成)

※二次交通対策:公共交通であって観光地に直接アクセスするもの(複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む)に係る取組

### 活用事例

- ・訪日旅行者の二次交通に関するニーズ調査
- ・二次交通案内整備のための調査
- ・路線バスへのFIT等の移動需要の取り込み方策検討のための調査
- ・ICカードの利用環境調査
- ・多言語版観光交通案内HPの作成 等

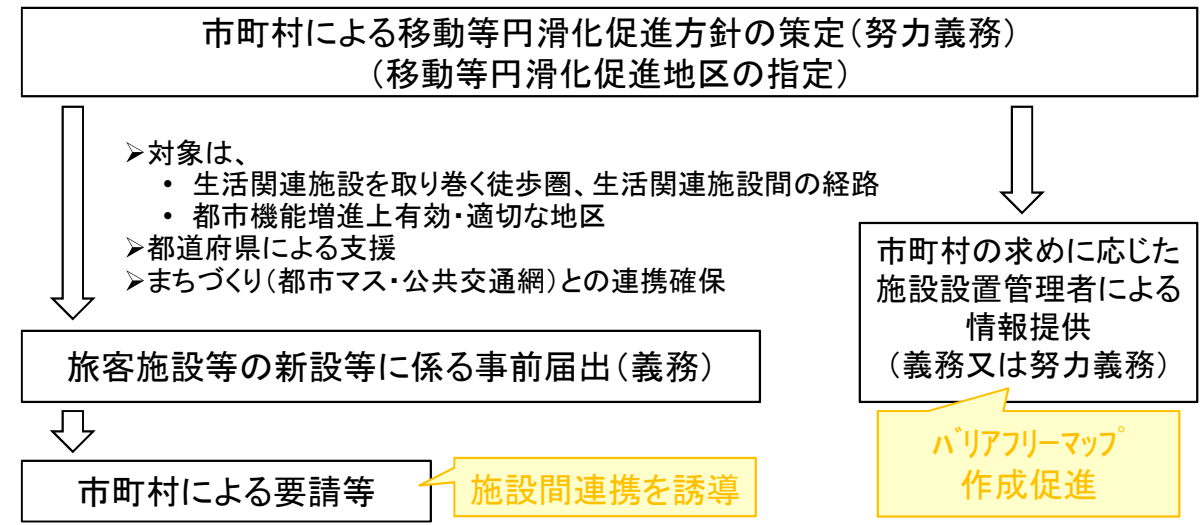
# 3. 地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、**移動等円滑化促進方針の策定**に要する経費を支援。

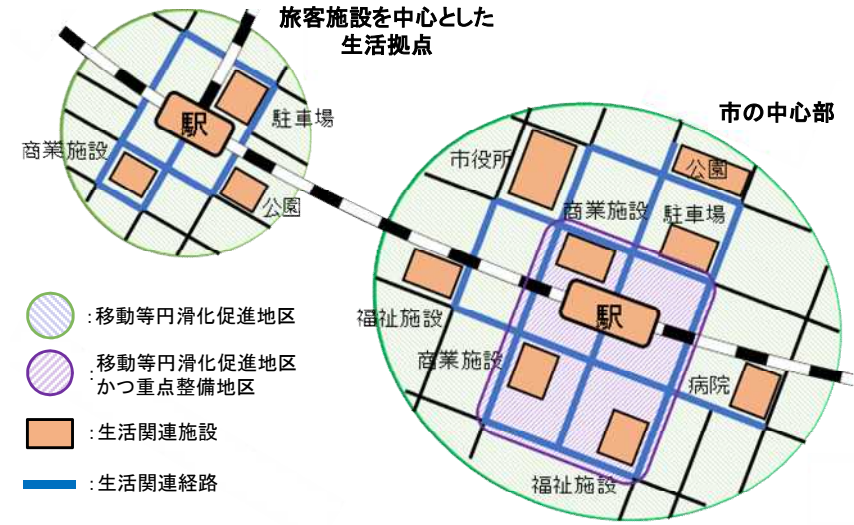
## 地域公共交通バリアフリー化調査事業

- 補助対象者：バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村
  - 補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に必要な経費
    - ・協議会開催等の事務費
      - ・住民・利用者アンケートの実施費用
      - ・短期間の実証調査のための費用
    - ・地域のデータの収集・分析の費用
      - ・専門家の招聘費用
- 等
- 補助率：1/2(上限500万円)

### <<移動等円滑化方針制度の概要>>



### 移動等円滑化促進方針及び基本構想のイメージ



<<参考資料>>
 ・『移動等円滑化方針作成に関するマニュアル』 : [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)  
 ・『交付要綱・実施要領』 : [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)